

みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業費補助金交付要綱

制 定 令和元年7月8日付第201900084018号鳥取県農林水産部長通知
一部改正 令和3年3月26日付第202000335165号鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、山間地に住む農林家の所得向上を図るため、新たに原木椎茸を中心としたきのこ生産に参入する集落営農組織の取組を支援することにより、山間地における集落営農組織等の農閑期に就業の機会を増やすとともに、新たな収入を得て生き生きと暮らすモデル地区を作り、このモデル地区における取組を優良事例として広く県民にPRし、他地区の取組へと波及させることで、取組地区の拡大と原木椎茸生産量の増大を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業実施要領(令和元年7月8日付第201900084018号鳥取県農林水産部長通知)に基づいて行われる別表の第1欄に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、最大2年間(以下「事業実施期間」という。)、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第6欄に定める率(以下「補助率」という)を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所(東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。)の長(以下「地方事務所の長」という。)が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 地方事務所の長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項に規定する間接補助金(以下「間

接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、 第13条、第14条、第16条第2項 後段、第17条、第25条及び第26 条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を地方事務所の長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による地方事務所の長の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第8欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を地方事務所の長に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と交付決定を受けた年度の3月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の3月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに地方事務所の長又は報告し、地方事務所の長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。)に定める耐用年数に相当する期間(省令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(収益納付)

第13条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなくてはならない。

(提出書類の部数)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は正本1部とし、所轄の地方事務所の長に提出しなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第15条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限年度を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備、保管しなければならない。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条、第8条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 補助金上限額	8 重要な変更
生産施設・機械等設備整備	山間地で一定規模以上の原木椎茸栽培に取り組む集落営農組織（注1）	新たに原木椎茸栽培を開始するために必要となる施設及び機械・器具設備と栽培作業の効率化・労働強度の軽減を図るために必要な機械・器具設備の整備に要する経費（注2・3・4・5）	2/3 （技術加算（注7）を含む場合、23/30）	市町村	1/3 （技術加算を含む場合、13/30）	3,500千円 （事業実施期間の総額）	補助金の増額
			特認地域（注6） 4/5 （技術加算を含む場合、9/10）		2/5 （技術加算を含む場合、1/2）		

- （注1） 林野率が概ね80%以上の地域において、事業実施年度（1年目）に1,000本/年以上の植菌を行い、3年目までに3,000本/年以上の植菌を目指す組織
- （注2） 間接補助対象経費が、工事請負及び委託に係る経費の場合については、県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。
- （注3） パイプハウスの導入に当たっては、「鳥取茸王ハウス（県が開発した鳥取型低コストハウスに散水施設を整備したビニールハウスをいう。）」の導入に努めること。
- （注4） ビニールハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。
- （注5） 対象とする機械は、新品又は新品と同程度の能力等を有する中古機械（3年以上稼働できるものに限る。）とする。
- （注6） 高齢化率が40%以上又は世帯数30戸未満の地域
- （注7） 事業実施年度の翌年から2年目までに新技術（低温乾燥法※）の導入に取り組む場合に上記補助率に加算する補助率
- ※日本きのこセンターグループが特許出願中の椎茸の新乾燥法

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業計画書（実績報告書）

1 事業の実施方針（実施結果）

2 事業計画（実績）

施設・機械等名	実施場所		メーカー、機種、規格等	事業量 (a, 棟, m, 台, m2)	事業費(円)	備考
	大字	字				
計						

(注1) 導入する施設・機械等別に記載すること。

(注2) 申請時には実施計画書及び認定通知書、導入する施設・機械等の概要がわかるカタログ及び事業費の積算根拠のわかる資料（設計図、概算見積書など）を添付することとし、実績報告時には内訳のわかる領収書等証拠書類（領収書、位置図、完成写真など）を添付すること。

3 園芸施設共済等への加入状況（加入済・今後加入予定（○年○月）・対象施設を導入しない）

(注) ビニールハウス等の園芸施設共済の加入対象となる施設を導入する場合は、施設の利用開始までに園芸施設共済等へ加入することとし、実績報告時には園芸施設共済等の加入証書又は加入申込書等の写しを添付すること。

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日） ※原則、交付決定を受けた年度の2月末まで

5 他の補助金の活用の有無（有・無） (注) 「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

有の場合：活用する補助金名（ ）
 その事内容（ ）
 当該補助金に係る問い合わせ先
 補助金を所管している部署名・団体名（ ）
 同上 連絡先（電話番号： ）

6 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

(注) いずれかに○をしてください。

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業収支予算（決算）書

収支予算（決算）

(1) 収 入

(単位:円)

区 分	予算額	(決算額)	(差引増減額)	備 考
本補助金				
市町村費				
その他 ()				
事業実施主体				
計				

(注) 交付申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

(2) 支 出

(単位:円)

区 分	予算額	(決算額)	(差引増減額)	備 考
計				

(注1) 交付申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には予算額、決算額、差引増減額を記載すること。

(注2) 県内事業者への発注等が困難な場合は、備考欄にその理由等について記載すること。

様

職氏名 印

年度みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書 (以下「申請書」という。) で申請のあったみんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業費補助金 (以下「本補助金」という。) については、鳥取県補助金等交付規則 (昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。) 第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

(担当・連絡先)

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は「みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業費補助金交付要綱 (令和元年7月8日付第201900084018号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。) 第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額 (変更された場合は、変更後の額とする。) のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第10条関係）

年度みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日

職氏名 様

所在地

名称

代表者

印

年 月 日付 第 号により交付決定のあった 年度みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、みんなで取り組む山間地きのこ生産モデル事業費補助金交付要綱（令和元年7月8日付第201900084018号鳥取県農林水産部長通知）第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則第18条の補助金の額の確定額 (年月日付第号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。